

社会福祉法人愛成会と学校法人柴田学園との包括協定に関する協定書

社会福祉法人愛成会(以下「甲」という。)と学校法人柴田学園(以下「乙」という。)は、相互の発展に資するため、次のとおり包括協定を締結する。

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、活力のある地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 高齢者の栄養に関する事項
- (2) 高齢者の栄養管理に資する人材の育成等に関する事項
- (3) 保育・教育・研究に関する事項
- (4) 保育・幼児教育に資する人材の育成等に関する事項
- (5) 医療・福祉事務に資する人材の育成等に関する事項
- (6) 職員・利用者の生涯学習に資する事項
- (7) その他、相互に必要と認めた事項

2 前項の具体的事項については、甲及び乙が協議し、覚書を取り交わすこととする。

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に双方の承諾を得た場合はこの限りでない。

第4条 この協定は、締結の日から発効し、有効期限は令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、自動的に1年間更新し、その後も同様とする。

この協定の締結を証するために、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月25日

甲 社会福祉法人 愛成会
理事長 佐々木 哲



乙 学校法人 柴田学園
理事長 加藤 陽 治

